

弘前市公告第 3 / 号

弘前市経営管理権集積計画の縦覧について

森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。なお、定めた弘前市経営管理権集積計画に意見のある者は、公告期間満了の日までに、弘前市長に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

弘前市経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 1 8 日

弘前市長 櫻田 宏



1 縦覧期間及び縦覧時間

令和 8 年 3 月 1 8 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間（ただし、弘前市の休日に関する条例第 1 条第 1 項に定める市の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

2 弘前市経営管理権集積計画の縦覧場所

(1) 弘前市大字上白銀町 1 番地 1

弘前市役所農林部農村整備課

(2) 弘前市ホームページ

(<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/ringyo/2026-0310-shusekikeikaku.html>)

3 公告期間満了の日

令和 8 年 3 月 3 1 日

4 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	施業番号	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
集 R7-1	弘前市大字 坂元字山元 23-157	76・い	3	山林	0.78	2 年 (2026.4.1~ 2028.3.31)	
集 R7-1	弘前市大字 坂元字山元 23-157	76・い	4	山林	0.32	2 年 (2026.4.1~ 2028.3.31)	

集 R7-1	弘前市大字 坂元字山元 23-157	76・い	5	山林	0.70	2年 (2026.4.1～ 2028.3.31)	
集 R7-1	弘前市大字 坂元字山元 23-157	76・い	9	山林	1.49	2年 (2026.4.1～ 2028.3.31)	
集 R7-1	弘前市大字 坂元字山元 23-157	77・い	1	山林	1.95	2年 (2026.4.1～ 2028.3.31)	
集 R7-1	弘前市大字 坂元字山元 23-157	77・い	2	山林	3.54	2年 (2026.4.1～ 2028.3.31)	

5 本公告により、弘前市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。